

避難情報の種類と名称変更

資料－４

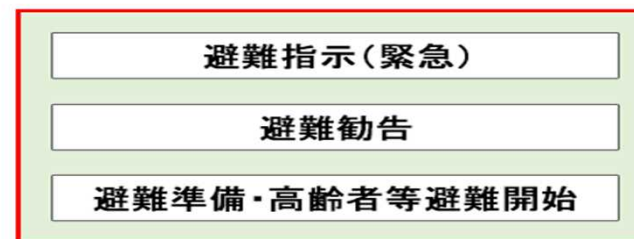
● 避難情報の名称変更について(平成28年12月26日公表)

平成28年台風第10号による水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、避難情報の名称変更がおこなわれました。

(変更前)



(変更後)



● 避難情報の種類と、とるべき避難行動

避難情報の種類	とるべき避難行動
避難指示(緊急)	緊急に避難して下さい。 外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。
避難勧告	速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避難準備・ 高齢者等避難開始	次に該当する方は、避難を開始してください。 (お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方等) なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。 それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。